

Title	<ある>と<もつ> : 「所有」という概念についての試論(1)
Author(s)	鷺田, 清一
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 26 P.1-P.15
Issue Date	1992-12
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/5798
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

〈ある〉と〈もつ〉

——「所有」という観念についての試論 (1)

鷺田清一

我々において喜びを感じるものは何であろうか。手か。腕か。肉か。血か。それは何か物質的でないものであるにちがいないことは分る。

(フレイズ・パスカル)⁽¹⁾

1

分割不可能な〈個〉(in-dividual)としての人間という観念は、近代的な市民社会の理念を支えるもつとも基礎的な観念の一つである。市民としての「個人」というこの観念は、言うまでもなく、他のさまざまな概念群を巻き込み、それらと連動しながら機能してきたのであって、たとえば主体性(subjectivity)、統一(unity)、私秘性(privacy)、自己同一性(identity)、自己固有性(property)などといった概念がそうである。とりわけ最後の

「自己固有性」という概念は、かつてジャン・ジャック・ルソーが譲渡も分割も不可能なものとして特徴づけたあの「主権」(souveraineté)という概念が前提にしているものとして、重要な意味をもつ。⁽²⁾ というのも、たがいに同型的な存在でありつつ、しかもたがいに交換することも譲渡することもできない「固有の」存在をもつものとしての個人こそが、市民社会を構成する単位(つまり個々独立の主権者)として、理念的に要求されるからである。

ところで、この property / propriété という術語には、「自己固有性」とならんでもう一つ別の意味がある。

「所有権」と、とりあえず訳しておきたいのだが、理念的には、この「所有権」と先の「自己固有性」を両極として、そのあいだに、「特性」とか「所有物」、「財産」といった他の意味群も位置づけることができるようにおもわれる。⁽³⁾ 「自己固有性」と「所有権」を両極として、と言ったのは、これら二つの意味がそれぞれいくつかの対照的ないしは対立的な概念契機によって規定されているように見えるからである。たとえば、一方は人格に関わり、他方は物件に関わる。一方は交換と譲渡の不可能なものに関わり、他方は交換と譲渡が可能なものに関わる。一方は内面性というレベルで個人に関わり、他方は社会性というレベルで個人に関わる、といったぐあいである。property / propriété をめぐるこうしたさまざまな意味契機の交錯、あるいは意味の断層が、「個人」という近代的な存在のどのような構造的特質と限界とを映しだしているのか、それを探るためのいわば概念的な整地の作業を、本稿ではとくに、へもつくとのことのもっとも根源的な私たち、ならびに property / propriété という觀念の「所有」(avoir, possession) という觀念との意味的な連繋関係に着目しながら、試みたいとおもう。

他のだれにも譲渡できないようなへわたしに固有の存在というものは、(少なくとも言語的に見るかぎり)なぜ「存在」ではなく「所有」という觀念と連繫関係にあるのだろうか。ここでははじめに、「所有」という觀念をめぐって書かれた二つの同時代的な文章を参照しておきたい。

所有 (Property) は、ある人物とある事物とのあいだにあって、その人物に正義と道徳的の法を犯すことな
く当の事物を自由に使用し占有 (possession) させながら、しかも他の人物にはそのことを禁ずるような、
そういう関係として定義できる。⁽⁴⁾

ある土地に佃いをして、「これはおれのものだ」(Ceci est à moi)と云うことを思いつき、人びとがそれを
信ずるほど単純なのを見いだした最初の人間が、政治社会の眞の創立者であつた。⁽⁵⁾

それぞれ、D・ヒュームとJ・J・ルソーの文章である。これら二つの文章に窺われるのは、「所有」が、たしかに主体とその対象物との関係の様式でありながらも、それらが人びとのあいだで成立する間主観的な「承認」を内蔵していなければ発効しえない関係だという見解である。しかしながら、この「承認」の根拠が何であるかについては相当に意見の別れるところである。もっとも、それらを逐一検討する余裕はいまはない。ここでさしあたり確認しておきたいのは、そうした所有の正当性の根拠としてつねに提示されるのが、所有主体に固有なもの

存在だということである。その典型が、ジョン・ロックに典型的なかたちで見られるような、いわゆる労働所有論である。それは所有に関して無記的な自然に対して、わたしが自己に固有なものとしてのこの身体を通して何らかのかたちで働きかけた結果手に入れたものは、まさにわたしの労働が生みだしたものとしてわたしに所属すべきであると考ええる。ロックは言う、「わたしの労働がそれ〔わたしの馬の喰う草、わたしの召使の刈った芝草、わたしの掘り出した鉱石〕を、それが置かれていた共有の状態から取出したのであり、こうしてわたしのものであった労働がそれに対するわたしの所有権を確立したのである」⁽⁶⁾と。ここで生産物は、まさに自己の分身として、あるいは自己に固有な存在の外化として表象されている。しかしながら、ここで言われているようなわたしに固有の能力を、はたしてわたしは「所有」するのだろうか。それともまさにそのような固有性こそわたしの「存在」にはほかならないと言うべきなのだろうか。こうして次に、労働所有論において所有権の根拠とされる「わたしのもの(mine)である労働」、そしてさらにその価値の根拠としての、わたしに固有のものとしての「わたしの身体」が、所有という脈絡で問題になってくる。われわれが「わたしの身体」というときのこの「の」という関係は、あらゆる所有の原型としての所有の関係を意味するのか、それともそれは存在の関係であるのか。言いかえると、わたしは身体をもつのか、それとも身体であるのか、という問題である。

3

ガブリエル・マルセルは一九三三年、リヨン哲学会で行なった講演「所有の現象学的素描」のなかで、へもつくということをして、「占有としての所有」(l'avoir-possession)と「包含としての所有」(l'avoir-implication)とに

区分している。「占有としての所有」とは、だれかある主体が何かを自由に処理可能なものとしてわがものとする
ことであるが、その場合にわたしが所有するものはあくまでわたしの外部にあって、わたしの存在そのものにとっ
ては偶然的である。それに対して、「包含としての所有」は所有されるものがたえずわたしに巻きつき、わたしを
侵食し、そうしてわたし自身に所有という水準そのものを超え出させてしまうような、へもつ∨の逆説的とも言え
るようなあり方のことである。⁽⁷⁾そして、へもつ∨のこのような両義的な様式を指摘したうえで、マルセルはさらに
次のように述べる。

わたしが自分をそれと同一化するが、それでもなおわたしから逃れる最初の対象、あるいはそういう対象―類
型、それがわたしの身体である。そしてこのわたしの身体において、われわれはもつ∨ということのもっとも密
かな場処、もっとも深い場処に帰属するようにおもわれる。⁽⁸⁾

マルセルがこのように所有の問題を身体の問題に結びつけるのは、へもつ∨ということがまさにほかならぬこの
わたし（Ⅱ所有主体）への帰属性を意味するかぎり、へもつ∨という出来事は「わたしがもつ」という事態のう
ちにこそもっとも本源的なかたちで現われるからである。「所有の現象学的素描」に先立つ「形而上学日記 一九
二八―一九三三年」のなかで、マルセルはこう書いていた。⁽⁹⁾

身体性という言葉でわたしが考えているのは、だれかの身体と考えるのでなければ身体を生きたものとして
表象することができないようにさせる特性のことである。

身体性は、存在「あること」と所有「もつこと」との境界ゾーンである。あらゆる所有は、何らかのかたちで、わたしの身体と関連づけて定義される。この場合にわたしの身体とは、絶対的な所有であることそのことによって、いかなる意味でも所有ではありえなくなるものである。所有とは、何ものかが自分の意のままになるということ、何ものかに力を及ぼしうることである。このように何ものかを意のままにできるということ、あるいはここで行使される力には、明らかに、つねに有機体が干渉している。ここでいう有機体とは、まさにそのような干渉によって、「わたしはそれを意のままにできる」と言えなくさせるようなものである。そして、わたしが事物を意のままにすることを可能にしてくれるその当のものが、現実にはわたしの意のままにならないという点、まさにこの点に、おそらく、不随性「意のままにならない」ということの形而上学的な神秘が見てとれるのであろう。

「わたしが事物を意のままにすることを可能にしてくれるその当のものが、現実にはわたしの意のままにならない」ということ、ここにへもつゝということの根源的に両義的な地平が映しだされている。わたしが何かを意のままにできるか否かということを「わたしの身体」の存在へと関連づけて考察するとき、われわれは通常の所有が最終的に依拠している身体の絶対的な所有（＝わたしが身体をもっているということ）——もはや所有という言葉では十分に表せないような所有の関係——に突き当たることになる。わたしは身体を「もつ」のか、それともわたしは身体で「ある」のか……。

極限にまでいくと、わたしは、このように自らの身体に愛着することによってわたし自身を滅ぼしてしまう。

わたしはわたしが密着するこの身体のなかに吸い込まれてしまう。……おもうに極限では、もつことそのことが、はじめは所有 \parallel 占有されていただけの事物のなかでおのれを破棄しようとするのだが、その事物がこんどは最初それを意のままにできるとおもっていた所有者自身を呑み込んでしまうのである。⁽¹⁰⁾

〈ある〉と〈もつ〉

ここでは所有関係の逆転とでも呼ぶべき事態が発生している。もつともこうした逆転も、「占有」に定位した逆転と「包含」に定位した逆転とではおのずから水準を異にするのであって、前者では所有物に所有されるといふ、イニシアティブの反転、いわゆる「疎外」(alienation、すなわち自己固有性 \parallel 所有権の喪失)というかたちでの逆転が発生しているのに対し、後者においては、へわたしは積極的な意味において自律性を失い、「存在のなかに言いかえると自己の手前(あるいは自己を超えたところ)、つまりおよそありとあらゆるへもつを越えてた地帯に、根を下ろした」真の意味での「自由」へと向けて自己を超えていくのである。⁽¹¹⁾

「わたしの身体は(一個の対象物で)あるが、わたしは何ものでもない」⁽¹²⁾。あるいは、あるものをへもつことと、それを意のままにしようすることとのあいだには、深い淵がある。そして「わたしの身体」と言うときの、そのわたしと身体とのあいだに成り立つへもつとの関係は、最終的に所有という関係を超えて、一つの存在へと転化する。そのときへわたしは身体である。ではそのとき、そういう自己の存在はさらに何かに帰属するのだろうか。

帰属するとすれば、そこにふたたびへもつという関係が回帰してくるのだろうか……。その問題に向きあう前に、へわたしと身体とが、そもそも所有や帰属という相互に外面的な関係に立ちえないことについて、論点を明確にするために、さらに別の角度からも見ておきたい。それは、へわたしと身体との二項的な関係を問うに先だって、

そもそもだれの身体でもないような「剥きだしの」身体を指示・同定できるのかどうかという問題である。

4⁽¹³⁾

「わたし」とわたしの身体との関係をめぐって、たとえばこういう問いの立て方がありうる。『個体』(一九五九年)のP・F・ストロートンによれば、その問いは次のように定式化できる。すなわち、「そもそもひとの意識状態はなぜ何もかに帰属させられるのか」、しかも「それらの意識状態はなぜ、一定の身体的特徴が帰属させられるものと同一のものに帰属させられるのか」という問いである。⁽¹⁴⁾

このような問いを「言語上の幻想」として斥けるのは、P・F・ストロートンが「自己の無主体説」(the 'no-ownership' or 'no-subject' doctrine of the self)と命名した考え方である。この考え方はまず、眼を閉じれば視覚が中断し、眼球の向きを変えれば視野が変化するといったぐあいに、諸々の意識体験はある特定の身体的な出来事に因果的に依存しているという「事実」から出発する。さてこの場合に、それら意識体験の帰属対象——つまりは「所有」主体——として『自我』を想定することは、譲渡ならびに交換の可能性を前提とする「所有」本来の語義からして無意味であろうし、またそもそも意識体験がなぜ何もかに帰属させられねばならないかを説明しない。したがってもし意識体験に主体が存在するとすれば、それは、意識諸体験は偶然的に特定の身体Bに因果的に依存する——なぜなら、こうした因果的依存関係は経験的に観察されるものの、そこには論理的な必然性は見いだされないから——という意味以外ではありえない、と無主体論者は主張する。ところが(ストロートンによれば)、へす、べての意識体験は特定の身体Bとある因果関係にある」というのは明らかに偽であるから、無主体論者

の主張は、一定の限定を付して、へすべてのわたしの体験は身体Bによって「偶然的に」所有されている（すなわち、身体Bの状況に独自の仕方では依存している）⁽¹⁵⁾という命題に書き改められるべきである。しかしそうすると、無主体論者にとっては「すべてのわたしの体験」はまさに「身体Bに偶然的に依存するすべての体験」として同定されるよりほかないのであるから、右の修正された主張は分析的命題へと転落してしまう。他方、こうした事態を回避しようとするれば、体験のほうがふたたび「わたしの」という表現を除去しえぬままに残る。いずれにせよ無主体説は、意識諸体験が人格に帰属させられることを否認する自らの論理のなかに、すでに意識体験の指示同定の前提条件として「人格」の概念をあらかじめ導入しておかざるをえない。無主体説をストローソンはこのように批判する。

ここから引きだされるのは、「人格概念の論理的原初性」ということである。つまり、ストローソンによれば、「そもそも意識諸状態が帰属させられるための必要条件は、それらがある一定の身体的特徴、ある一定の物理的状況が帰属させられるものとまさに同一のもの、「人格」に帰属させられるということである」⁽¹⁶⁾。意識状態は、人格への帰属関係を離れて独立に同定可能なものではない。人格の概念こそ個別的意識のそれに論理的に先行する第一的なものであって、心的体験とか身体といった概念は派生的な二次的概念にすぎないというわけである。さてこの後者の点、すなわち、心的体験と同様、身体もまた必然的にある人格⁽¹⁷⁾の身体（だれかの身体）であるという点をさらに明確に示したのが、ダグラス・ロングである。

ロングもまたストローソンと同じく、「人格の論理的原初性」という帰結を、他我認識論において他者の身体がもつ論理的身分の検討を通じて導きだしている。⁽¹⁷⁾ 他我認識論の「典型」としていわゆる《類比推理説》(analogical

argument) がある。この考えは、われわれは、心身の独自の結びつきが直接に体験される「わたし自身の例から」(from my own case)、同じく直接に観察される「他者の」身体的な事象を媒介として、類比によって他者の存在を確証する、というふうに説明する。こうした問題設定に対するロングの批判的な問いは、意識体験が帰属させられる主体(他の人格)の存在については未決のまま、はたして身体概念が独立に導入できるか、という点に向けられる。言いかえれば、身体を、人格の物理的側面としてではなく——これは人格の概念を定義のなかにもちこむ論点先取の誤りを犯している——、しかも物理的言語だけで定義できるか、と問うのである。ここです、《類比推理説》に要求される身体概念に限定を与えておけば、身体 (body) は、ある物理的特徴をそなえた一つの物体 (body) でありながら、同時にたんなる物体とは異なる特殊な物体として “human body” であり、さらに他我認識では死骸 [「物体」が問題になるのではないから、この身体はかならず “living human body” である。そうするところで物理的言語のみで身体を定義しようとすれば、「必要とされる形状、構造、構成物質(できれば生成過程も)が十分精密に規定されており、それによって「人格の身体」という役割を無難に演じられそうなメンバールからなる、物質体のあるクラス」(18) が、人格の身体であるか否かは未決定の “living human body” として、われわれの体験から選びだされねばならない。この場合、その “living human body” が人格の身体であると言いうことは、もちろん解決にならない。そこでさらにこの奇妙な身体を、「人格が死んだときにその死骸となるもの」と規定するにしても、その生きた人格の死骸となるものがその人格の何なのかは明らかでないし、かと言って、死骸となるのはその人格自身だと言えば元も子もなくなる。最後に、言語上の定義を与えることはあきらめて、ある人格の身体を指さして「この身体！」と直示的定義をなそうとしても、われわれがいま見たたり触れたり

しているのは、その人格ひとの身体なのであって、ある人格ひとの身体を指さすことなしに「当該人格ひとの」身体そのものを指し示すことはできないのである。要するに、ロングによれば、人格ひとの存在に言及することなしに身体そのもの（つまり、「living human body」と区別できず、しかも同時に人格ひとの身体ではないような一物体）を指示同定することはおよそ不可能なのである。たとえば、「ミスが、たんに意識アレンコンシャスを失うのではなく人格としてその場から消えさり、われわれの前には意識ノンコンシャスの欠落した身体ボディがそのまま残され、しかも〈彼の〉振舞いにも何ら見出しうるような変化がない」といった事態を、いったいだれが想像できるだろうか。

心的事象と身体的事象とを、ある人格への帰属関係から切り離して指示・同定することの論理的不可能性については、以上で確認できたとおもわれる。身体はつねにわたし「という人格」の身体なのである。

5

さしあたって残された問題は、身体はつねに「わたしの身体」としてしか主題化されえないとしても、このへわたしへの存在はさらに別の何ものかに帰属するのかということである。たとえば、「このわたしはわたしのものだ」といった言い方がへわたしへの存在にとってふさわしいのかどうかということ。そして、こうした自己の帰属をめぐってふたたびへもつぐという事態が回帰してくるのかどうかということ。

「これはぼくのものだ」(Ceci est à moi)——所有の関係は、立場を逆にすれば、何ものかへの所属ないしは帰属 (être à) の関係として記述できる。同じように、領有＝同化 (appropriation) を領有＝同化されるもの側から記述すれば、それは所有権の剝奪＝固有性の喪失 (expropriation, désappropriation, déprivation)

であろう。しかし、所有（マルセルが「所有」包含）として規定したもの）が領有＝同化へと転位するとき、帰属という関係は剝奪＝抹消という一義的に否定的な関係へと転位してしまふ。要するに、所有が存在へと転化するところがあるように、存在が所有へと転化することもあるということである。名ピアノストにとって「才能をもつ」と「天才である」は区別されえず、⁽²⁰⁾ピアノが彼自身となることがあるように、工場労働者にとって彼の身体は機械のための機械ともなりうる。しかしこうした転化の場面が、「わたし」という人称的存在と身体とのあいだではなく、「わたし」の自己自身に対する関係へと突きつめられたときはどうだろうか。はたして、わたしはわたしのものなのか……。

J・ロックからE・フッサールまで、「わたし」の自己同一的な存在を、意識が自己自身を時間のなかで「把握」する働きのうちに根拠づけようとする考え方もまた、存在を所有へと定位しようとする思考の枠組みのなかに数え入れていいだろう。こうした思考法が、主体の自己固有性を内在的＝自己閉鎖的に根拠づけようとし、かつまた時間的には過去に向かって自己の同一化を図ろうとする点で、二重の意味で、他者に対して身を閉ざさざるをえないものだという問題については、ここではもはや詳しく述べる余裕はない。⁽²¹⁾ただ一言、ここで他なるものとは、もはや「もう一人のわたし」（＝わたしの分身）として占有＝同化（*s'approprier*）することのできないような他者の他性であると同時に、わたしのなかにあってわたしがもはや制御できないような「わたしの存在の辺縁」でもある、ということだけは記しておきたい。そしてこの「わたしの存在の辺縁」は、マルセルが「わたしの身体がわたしを抗しがたい仕方で侵食するということ」と言⁽²²⁾い、またM・メルロ＝ポンティが「わたしがその発起人でもないのに、わたしの全身に滲み透ってくるもの」としての「一般的事存の様態」ないしは「わたしの人称的な生活の縁」と呼

(83) なんだ、あの「へま」の神秘」(ヤルセル)のことなのである。

注

- (1) Blaise Pascal, *Pensées*, ed. Brunschvicg, #339-2. [津田穰訳『パンス』断章三三九の二、新潮文庫]
- (2) cf. Jean-Jacques Rousseau, *Politique du contrat social ou principes du droit politique*, livre II, chap. II.
- (3) ちなみに、ドイツ語で、proper / propre と相当する eigen という語の多義性は、Eigenheit [自己固有性]、Eigenschaft [特性]、Eigentum [財産・所有権] などいろいろな分節をわたる。
- (4) David Hume, *A Treatise of Human Nature*, Book II, Part I, Section x.
- (5) Jean-Jacques Rousseau, *Quelle est l'origine de l'inégalité parmi les hommes et si elle est autorisée par la loi naturelle?*, seconde partie. [小林善彦訳『人間不平等起原論』、世界の名著《ルソー》、中央公論社、一五二頁] ルソーはわざわざ、パスカルの次の章句を受けて、「この文章を書いたのであらう。——「私のもの、君のもの。『この犬は私のものだ』そう哀れな子供たちはいった。『そこは私の日向ぼっこをするところだ』——ここに、地上のいたるところにおける篡奪の端緒があり雛型がある。」(『パンス』断章二九五)
- (6) John Locke, *Two Treatises of Government*, Chap. V, §28. [鶴飼信成訳『市民政府論』、岩波文庫、三四頁] より詳しくは、同じ章のなかの次のような議論を参考にされた。

「たとえ地とすべての下級の被造物が万人の共有のものであっても、しかも人は誰でも自分自身の一身については所有権をもっている(…… every Man has a Property in his own Person)。これには彼以外の何人も、なんらの権利を有しないものである。彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものである (property his) とごうてよい。そこで彼が自然が備えそこにそれを残しておいたその状態から取り出すものはない。彼が自分の労働を混えたのであり、そうして彼自身のものである何物かをそれに附加したのであって、このようにしてそれは彼の所有となるのである。それは彼によって自然がそれを置いた共有の状態から取り出されたから、彼のこの労働によって、他の人々の共有の権利を排斥するなにかがそれに附加されたのである。この労働は、その労働をなしたものの所有

であることは疑いをいれないから、彼のみが、己の労働のひとたび加えられたものに対して、権利をもつのである。」

[*ibid.*, Chap. V, §27. 邦訳「三二頁以下」]

- (7) Gabriel Marcel, *Être et avoir*, Fernand Aubier 1935, p. 229.
- (8) *ibid.*, p. 237.
- (9) *ibid.*, pp. 119-120.
- (10) *ibid.*, pp. 239-240.
- (11) *ibid.*, p. 254.
- (12) *ibid.*, p. 226.
- (13) 本節の議論は、かつて人格と身体との関係について考察した論稿「人格と身体」(「理想」一九七六年六月号所収)に および、現象学的身体論という文脈のなかで展開したことがある。
- (14) P. F. Strawson, *Individuals*, UP 1959, p. 90. [中村秀吉訳『個体と主語』みすず書房、一〇七頁]
- (15) *ibid.*, p. 96f. [前掲訳書「一一六頁」]
- (16) *ibid.*, p. 102. [前掲訳書「一二三頁」]
- (17) D. G. Long, "The Philosophical Concept of a Human Body", in: *Philosophical Review*, Vol. LXXIII, 1964. [伊藤公一訳「人間身体の哲学的概念」(「エピステーメ」一九七七年十二月号、朝日出版社)]
- (18) *ibid.*, p. 324. [前掲訳書「七一頁」]
- (19) *ibid.*, p. 329. [前掲訳書「七六頁」]
- (20) Gabriel Marcel, *op. cit.*, p. 253.
- (21) この点は *property / propriété* の概念分析に終始したが、そのような概念の形成史や制度的な枠組み、さらには非固有成性の侵食、自己固有成性の喪失への誘惑については、拙稿「(八分身)たちの共同体」(今村仁司責任編集『トランスモダンの作法』所収、リブレット、一九九二年)を参照いただきたい。また、現象学的な視点からする他者ないしは他性の問題については、かつて「間主観性の現象学」(関西大学文学部紀要「文學論集」第二九卷第一号および第三号)のなかで詳しく論じたことがあるので、参照いただければ幸いである。

(22) Gabriel Marcel, *op. cit.*, p. 120.

(23) Maurice Merleau-Ponty, *Phénoménologie de la perception*, Gallimard 1945, p. 50. [竹内秀郎・木田元・宮本忠雄訳『知覚の現象学』2、みすめ書房、二二頁]

(文学部助教授)